令和元年12月20日

資料－2

【案】

公共建築物の計画・設計・維持管理等に関する建築設計等専門団体の自治体支援の取組みの類型（東北地方ブロック）

（※） 下表の「計画」については、既存公共建築物の再生・活用等の計画を含む。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">相談対象地域</td><td colspan="2">課題整理</td><td>計画策定（再生・活用計画を含む）</td><td colspan="3">設計発注</td><td colspan="2">維持管理等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計画・設計に関する課題の整理の進め方に係る助言</td><td>計画策定・計画策定支援者（委託先）選定方法等に関する助言</td><td colspan="2">設計発注方式選定に関する助言</td><td>設計発注支援者（委託先）選定方法等に関する助言</td><td>設計発注支援の受託</td><td>維持管理等計画策定に関する助言</td><td colspan="2">維持管理等委託先選定方法等に関する助言</td><td></td></tr>
<tr><td>日本建築家協会（東北支部）</td><td>東北全域</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">－</td><td></td></tr>
<tr><td>宮城県建築士事務所協会（注1）</td><td>宮城県内</td><td>○</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城としても対応可能）</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城として実施）</td><td>○</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城としても対応可能）</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城として実施）</td><td>－</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城として実施）</td><td>－</td><td rowspan="3">【仮】○
（建築支援プラットフォーム宮城として実施）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>日本建築家協会（宮城地域会）（注1）</td><td>宮城県内</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>宮城県建築住宅センター（注1）（注2）</td><td>宮城県内</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>秋田県建築士事務所協会</td><td>秋田県内</td><td colspan="2">○</td><td>－</td><td colspan="2">○</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td colspan="2">－</td><td></td></tr>
<tr><td>山形県建築士事務所協会</td><td>山形県内</td><td colspan="2">○</td><td>－</td><td colspan="2">○</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td colspan="2">－</td><td></td></tr>
</table>

（注1） 「建築支援プラットフォーム宮城」（仮称）の設置等について検討中。（【仮】として記載されている内容は全て検討中の内容であり、未確定。）
（注2）宮城県建築住宅センターにおいては、従来より定款に「公共建築における発注関係事務に係る支援事業」を定め、業務として実施中。

■「～建築専門団体等の自治体支援の取組みの類型」に関する留意事項

- 本リストは、公共施設・公共的空間等の価値の維持・向上や地域の課題解決への有効活用に取り組む自治体と、その支援に取り組む民間専門団体等の双方において認識を揃える機会を提供するために作成したものであり、問い合わせ先を限定したり、誘導することを目的としない。
- 記載内容は、「発注者支援業務事例集」（平成30年5月　国土交通省大臣官房官庁営繕部）に掲載の団体に対し、東北地方ブロック内での取り組みについて、東北地方整備局建政部より照会を行い、その回答を元に作成したものである。（“対応困難“との回答があった場合には、掲載を省略している。）
- 本リストの「計画」は、個別の施設を中心とした、最大でも近隣の施設との連携などの内容に留まる空間の計画を想定しており、より広い地域を対象とした各種のまちづくり計画や構想等を含まない。
- 東北地方整備局建政部からの照会に際し、「委託先選定方法等に関する助言」については、以下の要件を満たしつつ取り組む意志があることを確認しているが、具体の運用にあたり、様々な取り決めが必要となる場合があり得る。自治体・団体の両者の必要に応じて、中立性、守秘義務、責任範囲などに関する文書の交換、協定、契約の締結等を検討されたい。

【要件】

（1）中立の立場から選定方法等の紹介を行えること。

（2）選定方法等の紹介を無償で行えること。

（3）相談を受けた際に、自治体から提供された各種の情報に関し、自治体の意向に応じて、適切に管理できること。

（有形の資料を回答の検討等のため一時預かる場合の管理の他、相談を持ち込んだ自治体名、相談の対象となっている施設名やその検討内容などの無形の情報も管理の対象に含む。）

（4）相談対応者等の氏名及び所属を、自治体の求めに応じて提供できること。

（相談を受けてから回答までの間に、自治体名や相談対象施設名等が判別できる形で助言等を求めた場合には、その者についても氏名及び所属の提供が可能であること。）